

(参考) 水路敷地における道路位置指定の基本的な考え方 (協議先：道路局河川管理課)

水路敷地（公図上の「水」または地目が「用悪水路」の土地）については、元来、近隣の雨水等を排水する機能を持つ土地であり、道路位置指定には馴染まないという考え方が前提となりますが、例外として、水路形態や形状等により協議が可能となる場合もあります。以下に一般的なケース毎に協議の可否を掲載しましたので参考にしてください。なお、協議の結果、道路位置指定が不可能となるケースもありますのでご承知おきください。

(水路形態)

① 生き水路	② 生き水路 (カルバート等)	③ つぶれ水路	④ つぶれ水路 (公共下水道)	⑤ つぶれ水路 (道路認定有)
水の流れがあり、現状では通行ができないもの。 (柵きよなど)	水の流れがあり、現状で通行が可能なもの。 (ボックスカルバート、蓋掛け柵きよなど)	水路形態・排水機能がないもの。	水路敷地に、公共下水道管が敷設されているもの。	水路敷地に、道路認定がされているもの。

	参考図	水路形態	判定
縦断		① 生き水路	×
		② 生き水路 (カルバート等)	×
		③ つぶれ水路	要協議 (払下げ)
		④ つぶれ水路 (公共下水道)	×
		⑤ つぶれ水路 (道路認定有)	要協議 (※)
横断		① 生き水路	要協議 (要占用・自費工事)
		② 生き水路 (カルバート等)	要協議 (要占用・自費工事)
		③ つぶれ水路	要協議 (払下げ)
		④ つぶれ水路 (公共下水道)	要協議 (※)
		⑤ つぶれ水路 (道路認定有)	要協議 (※)

※土地の状況により道路管理者、公共下水道管理者との協議が必要となる場合もあります。